

令和 3 年 3 月 16 日

関係者各位

静岡市長 田辺信宏
(建設局土木部技術政策課)

再生下層路盤材等取扱基準の一部改正について（通知）

このことについて、再生下層路盤材等取扱基準を一部改正したので通知します。

記

1. 内 容

再生基礎裏込材の試験項目（突固めによる土の締固め試験（JIS A 1210））を追加する

2. 適 用

この取扱基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

3. 添付資料

・ 01 再生下層路盤材・再生基礎裏込材取扱基準

4. 補 足

- ・ 様式 1, 2, 3 及び別紙 A, B については変更ありません。
- ・ 施工中に実施する品質管理（現場密度試験）に使用する最大乾燥密度については、生産施設の出荷日に適応した最新の試験結果を適用してください。

5. その他

本基準の改正に伴い、静岡市ホームページを更新します。

《 静岡市 HP⇒ 事業者向け⇒ 公共事業の技術施策⇒ 工事検査⇒ 材料関係取扱基準 》

技術政策課 検査係
TEL 221-1048